

医療通訳技能者（医療通訳技能認定試験）資格更新申請書

一般財団法人 日本医療教育財団 御中

私は、一般財団法人日本医療教育財団による医療通訳技能者（医療通訳技能認定試験）の資格更新の申請をします。

フリガナ			性別	□ 男 性 ・ □ 女 性
氏 名 (合格時)				
※合格時と氏名の変更が必要な方（※必ず裏面を確認）			生年 月 日	西暦 年 月 日
フリガナ				
氏 名 (変更)				
現住所	(〒 都道府県) ※現在と合格時の住所の変更 ⇒ □有・□無			
電話番号	()	Eメール		
勤 務 先	(所 属 :)			
所属通訳団体				

医療通訳技能者（医療通訳技能認定試験）資格取得情報										※下記の事項は「技能認定証」に記載されています	
試験種別	□ 専門試験			□ 基礎試験			言 語	□ 英語		□ 中国語	
合格番号 ※技能認定証の右上 7桁の番号							認 定 日	西暦20 年 月 日			
							有効期限	西暦20 年 月 日			
携帯用「資格認定カード」希望欄 ※発行手数料（別途案内）がかかります。							□ 希望する		□ 希望しない		

資格申請 累計ポイント	
知識要件	累計【 】ポイント (＜様式2＞ 更①)
実務要件	累計【 】ポイント (＜様式2＞ 更②)



裏面を参照しながら
ご入力ください。

【医療通訳技能者（医療通訳技能認定試験）資格更新申請書記載要領】

資格更新申請書の作成にあたっては、下記要領を熟読のうえ、黒の油性ボールペン（消せるボールペンは不可）を使用し、作成すること。

誤りの無いよう楷書で丁寧記入し、記入を誤った場合は、申請者本人が訂正箇所に二重線を引き、訂正すること。訂正印は不要。 記載内容に不備があった場合は、受理できないことがあるので注意すること。

■下記①～⑫の事項に留意し、記入すること。

①送付日

資格更新申請書の送付日（西暦）を記入すること。

②氏名・フリガナ

- ・合格時と氏名（技能認定証の氏名）の変更が必要な方は、①氏名（合格時）欄と、②氏名（変更）欄の両方に氏名を記入すること。氏名の変更が無い方は、氏名（合格時）のみ記入すること。
- ・楷書で正確に記入し、略字は使用しないこと。
- ・氏名がひらがな、カタカナの場合でも、フリガナはカタカナで記入すること。
- ・特殊な漢字（画数が多く複雑なもの・微妙な違いで別の漢字になるもの・旧字体・異体字・別字体・中国語字体など）については特に注意して記入すること。
- ・日本国籍を有しない者は「在留カード」もしくは「特別永住者証明書」に記載される文字で正確に記入すること。

＜氏名変更が必要な方＞

新たに発行する「技能認定証」は、現在の氏名で発行します。
氏名変更にあたり下記のいずれかの確認書類を提出すること。
＜新氏名が記載された確認書類＞ ※発行日から6ヵ月以内もしくは有効期限内のもの
・運転免許証 ・旅券〔パスポート〕 ・各種健康保険証 ・在留カード
・特別永住者証明書
・住民票〔住民票記載事項証明書〕（生年月日が記載されているもの）
・戸籍謄（抄）本・戸籍記載事項証明書
※上記以外の確認書類については、当財団へお問い合わせください。

③性別

該当するものに ☐ を記入すること。

④生年月日

西暦で記入すること。

⑤現住所

都道府県名から番地、またマンション等の場合は号数まで記入すること。
「技能認定証」の送付先の住所となるので、詳細を正確に記入すること。

⑥電話番号

日中連絡の取れる電話番号を記入すること。

⑦Eメール

Eメールアドレスは、ハイフン、アンダーバー、ドット、数字の1とアルファベットのLなど、間違えやすいものについては特に注意して記入すること。（日本医療教育財団よりEメールで連絡を行うことがあるため、Eメールアドレスは必ずご記入ください）

⑧勤務先・所属、所属通訳団体

現在、離職している方は、勤務先欄に×を記入すること。
所属通訳団体（派遣団体等）がない方は、所属通訳団体欄に×を記入すること。

⑨医療通訳技能者（医療通訳技能認定試験）資格取得情報欄

試験種別、言語、合格番号、認定日、有効期限について、「技能認定証」を確認のうえ記入すること。

⑩携帯用「資格認定カード」希望欄

携帯用の資格認定カードを希望された方には、発行に関する案内を後日、Eメールでご連絡します。
※発行手数料（別途案内）がかかります。

⑪資格申請累計ポイント

別紙（様式 更1・様式 更2）に記入の申請ポイントの累計を記入すること。

〔資格更新申請に際しての注意事項〕

- ※提出された資格更新申請書類一式は適合、不適合に関わらず返却いたしません。
作成していただいた資格更新申請書類一式のコピーをとり、控えとして保管しておいてください。
記載内容について、当財団より確認のため問合せすることがあります。
- ※郵送の場合、不着、遅延等の責任は一切負えません。郵送事故防止のため、特定記録・簡易書留等、記録に残る方法で郵送されることをお勧めします。